

拡大する地域と対象バス路線

考え方	適用拡大地域	利用できるバス	利用できる路線(主な行先) (地域内最寄りのバス停から)
A	西京 松室地家町、松尾井戸町、松尾万石町、松尾上ノ山町、松尾神ヶ谷町、山田開キ町、山田北ノ町、山田葉室町	京都バス	JR京都駅行
	大原野北春日町	京阪京都交通	JR京都駅行
	大原野石見町、大原野上羽町	阪急バス	JR向日町駅行
B	大原野灰方町	京阪京都交通 阪急バス	JR京都駅行 JR向日町駅行
	大原野出灰町	京阪京都交通	JR京都駅行
C	洛西 洛西ニュータウン地域、大枝東長町	ヤサカバス 京阪京都交通	JR桂川駅行
	大枝塚原町	ヤサカバス 京阪京都交通	JR桂川駅行 阪急桂駅・JR桂川駅行
	大枝中山町	京阪京都交通	阪急桂駅・JR桂川駅行
	大原野上里北ノ町・大原野上里南ノ町・大原野上里紅葉町・大原野上里勝山町・大原野上里鳥見町・大原野上里男鹿町・大原野東野町	阪急バス	JR向日町駅行
右京	大原野南春日町	京阪京都交通 阪急バス	JR京都駅行 JR向日町駅行
	桂坂地域	ヤサカバス 京阪京都交通	JR桂川駅行 阪急桂駅・JR桂川駅行
	梅ヶ畑地域(鳴滝の一部地域を含む)	西日本JRバス	JR京都駅行

適用地域にお住まいの方には、申請書類(更新の案内)をお送りする際に、それぞれ**利用できる民営バス路線**をお示ししたチラシを同封します。

申し込み、問い合わせ先

○敬老乗車証の申請、手続のご相談、制度見直しなどのお問い合わせはこちら○

敬老乗車証交付事務センター

TEL : 050-5443-6647 FAX : 075-213-5801
(受付時間 平日8時45分~17時30分)

スムーズな申請手続を支援するため、コールセンター機能を持つ事務センターを開設しました。これまでから郵送でご案内していた更新等の手続のほか、区役所・支所窓口で受け付けていた一部手続について、敬老乗車証交付事務センターで対応します。

発行：京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
電話：(075)213-5871 FAX：(075)213-5801 発行月：令和5年6月 京都市印刷物：第054255号

令和5年10月からの

敬老乗車証制度について



この制度は、所得に応じた負担金で、市バス・地下鉄共通全線定期券(年額20万円)相当の価値がある敬老乗車証(フリーパス証)を交付する、高齢者の社会参加支援を目的とした福祉施策です。制度開始から50年が経過し、社会情勢の変化などにより、従前の制度のままでは、制度自体が破綻するおそれがあったことから、**これからも大切な制度を続けるため、令和4年10月から、負担金の引上げ等の見直しを実施しています。**

令和5年10月から、この見直しにより生み出す財源の一部を用いて、制度の利便性を高めるため、

- (1) 敬老バス回数券の新設
- (2) 民営バス敬老乗車証の適用地域の拡大を実施します。

令和5年10月からの敬老乗車証制度の概要

種類	① フリーパス証	② 敬老バス回数券 <small>詳細は中面へ</small>
対象者	市内在住の、 満71歳以上* かつ、 合計所得金額700万円未満の方 ※令和4年10月から、10年かけて75歳以上に引上げ	
乗車できる交通機関	市バス、地下鉄、岩倉・大原地域を運行する京都バス路線、山科・醍醐地域を運行する京阪バス路線、京北ふるさとバス、醍醐コミュニティバス ※特定の地域にお住まいの方に交付している「民営バス敬老乗車証」の適用地域を拡大 <small>詳細は中面へ</small>	<ul style="list-style-type: none"> A 共通券 市バスほか民営バス8社の市内路線 B 単独券(近鉄バス) 近鉄バス市内路線 C 単独券(醍醐コミュニティバス) 醍醐コミュニティバス路線
有効期間など	1年(10月~翌年9月) 1年ごとに更新が必要です	有効期限なし(通年利用可) 10月~翌年9月の1年の期間内に1回限り申請可
負担金	所得に応じて、年額9,000円~45,000円 [ひと月当たり750円~3,750円] ※生活保護受給者等は無料	回数券綴りの金額の半額 [年間最大10,000円分 負担金5,000円まで] ※生活保護受給者等は無料



フリーパス証は、20万円相当のものが、その5%~20%で使えるんやなあ。

フリーパス証か、敬老バス回数券か、どちらか一方を選ぶんやね。



○交付開始年齢

生年月日	交付開始年齢
昭和27年10月1日まで	70歳
昭和27年10月2日~28年10月1日	71歳
昭和28年10月2日~29年10月1日	72歳
昭和29年10月2日~30年10月1日	73歳
昭和30年10月2日~31年10月1日	74歳
昭和31年10月2日以降	75歳

○フリーパス証の負担金

階層区分	負担金 年額	
	令和4年10月~ 令和5年9月	令和5年10月1日~
市民税非課税	6,000円	9,000円 (ひと月当たり750円)
市民税 合計所得 課税 金額が	200万円未満	10,000円 15,000円 (ひと月当たり1,250円)
	200万円以上 400万円未満	20,000円 30,000円 (ひと月当たり2,500円)
	400万円以上 700万円未満	30,000円 45,000円 (ひと月当たり3,750円)

※生活保護受給者等は無料
※合計所得金額700万円以上の方は利用いただけません。

令和5年10月から

(1) 敬老バス回数券の新設

フリーパス証の負担金の額ほどバスを利用しない方などの社会参加を支援するため、市内の各バス路線で利用できる「敬老バス回数券」を新設します。

フリーパス証か
どちらかを選択!



敬老バス回数券の概要

- 1年の申請期間(10月～翌年9月)で、**最大10,000円分の回数券綴り**を、**半額の負担金**で交付します。(残り半額は公費負担)
- 回数券に有効期限はありません。1年の申請期間に、**1回限り申請**できます。
- 市バスほか8社の民営バスで利用できる「共通券」、特定の民営バスでのみ利用できる「単独券」(2種)の、3種別、12券種からお選びいただけます。(下記参照)

敬老バス回数券の種別、券種一覧

種別	利用できるバス (市内路線のみ)	券種	1冊当たりの金額	利用者負担額
A 共通券 [9券種]	市バス、京阪バス、京都バス、 京阪京都交通、阪急バス、 西日本JRバス、京都京阪バス、 ヤサカバス、京北ふるさとバス	150円券×11枚	1,500円	750円
		170円券×11枚	1,700円	850円
		190円券×11枚	1,900円	950円
		210円券×11枚	2,100円	1,050円
		220円券×11枚	2,200円	1,100円
		230円券×11枚	2,300円	1,150円
		230円券×24枚	5,000円	2,500円
		240円券×11枚	2,400円	1,200円
		250円券×11枚	2,500円	1,250円
B 単独券(近鉄) [2券種]	近鉄バス	170円券×11枚	1,700円	850円
260円券×11枚		2,600円	1,300円	
C 単独券(醍醐) [1券種]	醍醐コミュニティバス	210円券×11枚	2,100円	1,050円

半額!

均一区間運賃は230円です

※共通券は、上記記載の9社以外では利用できません。
※単独券は、それぞれ対象のバス路線でのみ利用できます。

利用者負担額5,000円を上限に、自由に組み合わせて申請できます。

組み合わせの例

申請の際に、交付を受ける券種をお選びいただきます。

市バス均一区間運賃	選択券種、冊数	回数券綴り金額 (最大10,000円)	利用者負担額 (最大5,000円)	乗車可能回数
均一区間をよく利用する!	共通券230円券×24枚を2冊	計10,000円	5,000円	230円区間 48回 乗車可能
特定の民営バスを利用する!	共通券250円券×11枚を1冊 単独券(醍醐)210円券×11枚を3冊	計8,800円	4,400円	250円区間11回、 210円区間(醍醐)33回 計44回 乗車可能

敬老バス回数券の使い方

- 乗車運賃に対応する回数券を1片ずつ切り離し、運賃箱へ入れてください。
- 運賃に満たない回数券を使用する場合、不足分を現金でお支払いください。
(例) 240円の区間に230円券で乗車 → 230円券+現金10円
- 運賃より高額な回数券を利用された場合、お釣りは出ません。

敬老バス回数券の申請方法

■令和5年9月末まで有効のフリーパス証をお持ちの方

→ 7月末～8月上旬に、更新のご案内を郵送します。申請の際に、フリーパス証か敬老バス回数券か、どちらの交付を受けるかをお選びください。

■敬老乗車証をお持ちでない方

→ 令和5年9月から、新規申請の受付を開始します。

敬老乗車証交付事務センターへご連絡ください。 [連絡先裏面](#)

「回数券の選び方が分からない」「よく使う路線の運賃が知りたい」など、手続に関するご質問・ご相談も、事務センターで対応します。

申請・利用に当たっての注意

- 1年の申請期間内(10月～翌年9月)に、1回限り申請できます。**複数回に分けての申請はできません。**
- 交付を受けた本人以外の方が利用することはできません。(転売、譲渡禁止)
- 不正取得、利用が判明した場合は、各交通機関で定める割増運賃の支払が必要となります。また、回数券を回収し、以降、敬老乗車証の交付は受けられなくなります。

有効期限はありません

令和5年10月から

(2) 民営バス敬老乗車証の適用地域の拡大

特定の地域にお住まいの方に、フリーパス証に加えて交付している、民営バス敬老乗車証について、**より多くの方の利便性を向上させる観点から、次の考えを基に適用地域を拡大**します。

考え方A	従来「市バスが運行している地域」に区分しているが、地域の全て又は大半で市バス停留所までの距離(概ね500メートル)がある地域。
考え方B	従来「市バス、民営バスともに運行していない地域」に区分しているが、遠方であっても民営バスの利用が見込まれる地域。
考え方C	従来「市バスが運行している地域」に区分しているが、民営バスが市バスと同等以上の便数で運行しており、かつ周辺の公共交通機関の状況から、民営バスを利用しなければ交通利便を十分に確保できない地域。

適用地域にお住まいでない方や、敬老バス回数券を選択された方は、民営バス敬老乗車証の交付を受けられません。

拡大する地域は裏面